

愛知県立小牧工業高等学校いじめ防止基本方針

I いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの生徒でも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たっていきます。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切です。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、教師と生徒、生徒と生徒が温かく好ましい人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいきます。教育活動全般を通じて、人間としてのあり方、生き方について考えさせ、相手の立場や気持ちを思いやる心を育成していきます。また、実体験の乏しい生徒が、さまざまな体験活動等を通して人間的に成長できる取組の充実を図ります。

II いじめ防止対策組織について

いじめのささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、「いじめ等対策委員会」を設置する。学年主任者会にその機能を持たせる。

(1)「いじめ等対策委員会」について

ア 委員会のメンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、学科部代表、教育相談係(特別支援教育コーディネータ)、養護教諭

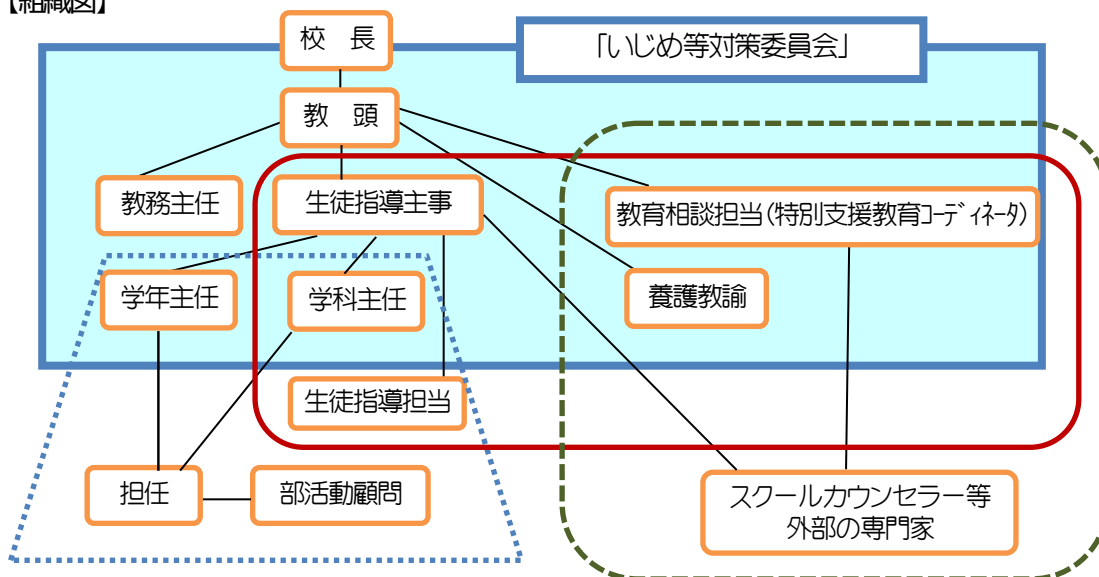
(いじめ事案については、学科部代表として関係学科主任がその任に就く)




(必要に応じて、スクールカウンセラー等外部の専門家を加える。)

イ 指導・支援チーム

委員会が、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行わせる。早期発見、早期対応に当たっては、事案によって、また情報収集や対応の進行状況によって、生徒指導部や教育相談係を主としたり、関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるように柔軟にチームを組んで対応する。

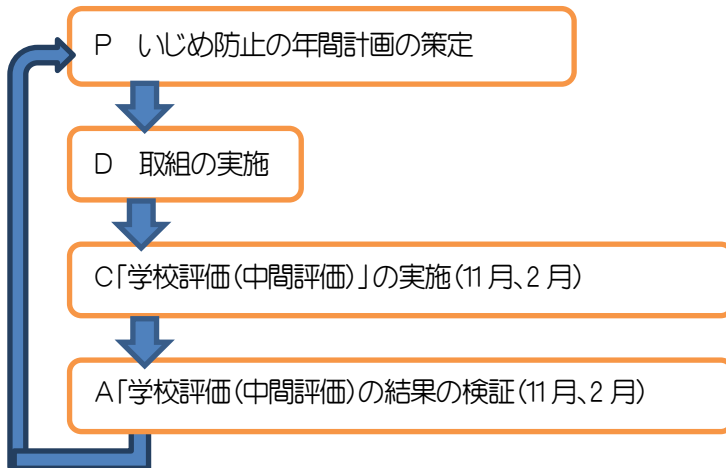
【組織図】



※    は、指導・支援チームの例。事案によってメンバーを柔軟に変える。必要に応じて外部の専門家と連携をとる。

(2)「いじめ等対策委員会」の役割や機能等

ア 取組の検証(PDCAサイクル)



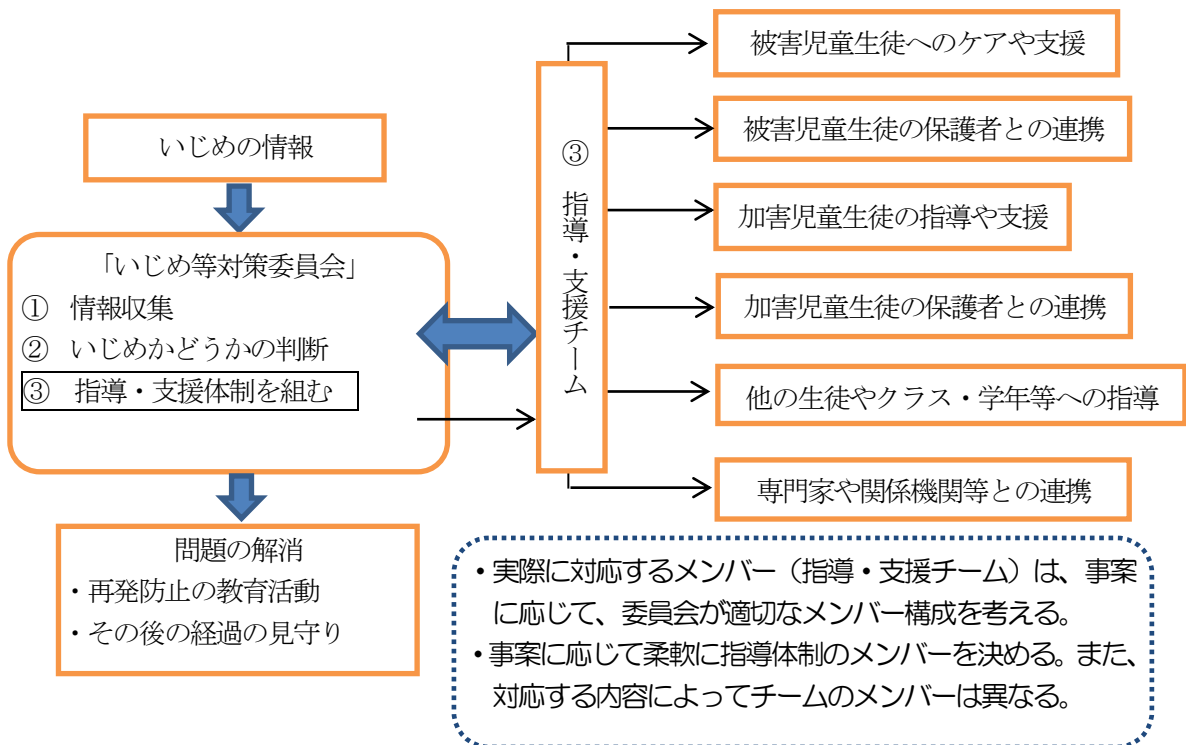
イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- ・「いじめ等対策委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。
- ・現職研修で、「いじめ・不登校」をテーマとした講話やケーススタディを実施する。

ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」結果を、学校経営案及び学校のホームページに掲載する。

エ いじめに対する措置(いじめ事案への対応)



オ 重大事態への対応

重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図(学校用)」に基づいて対応する。

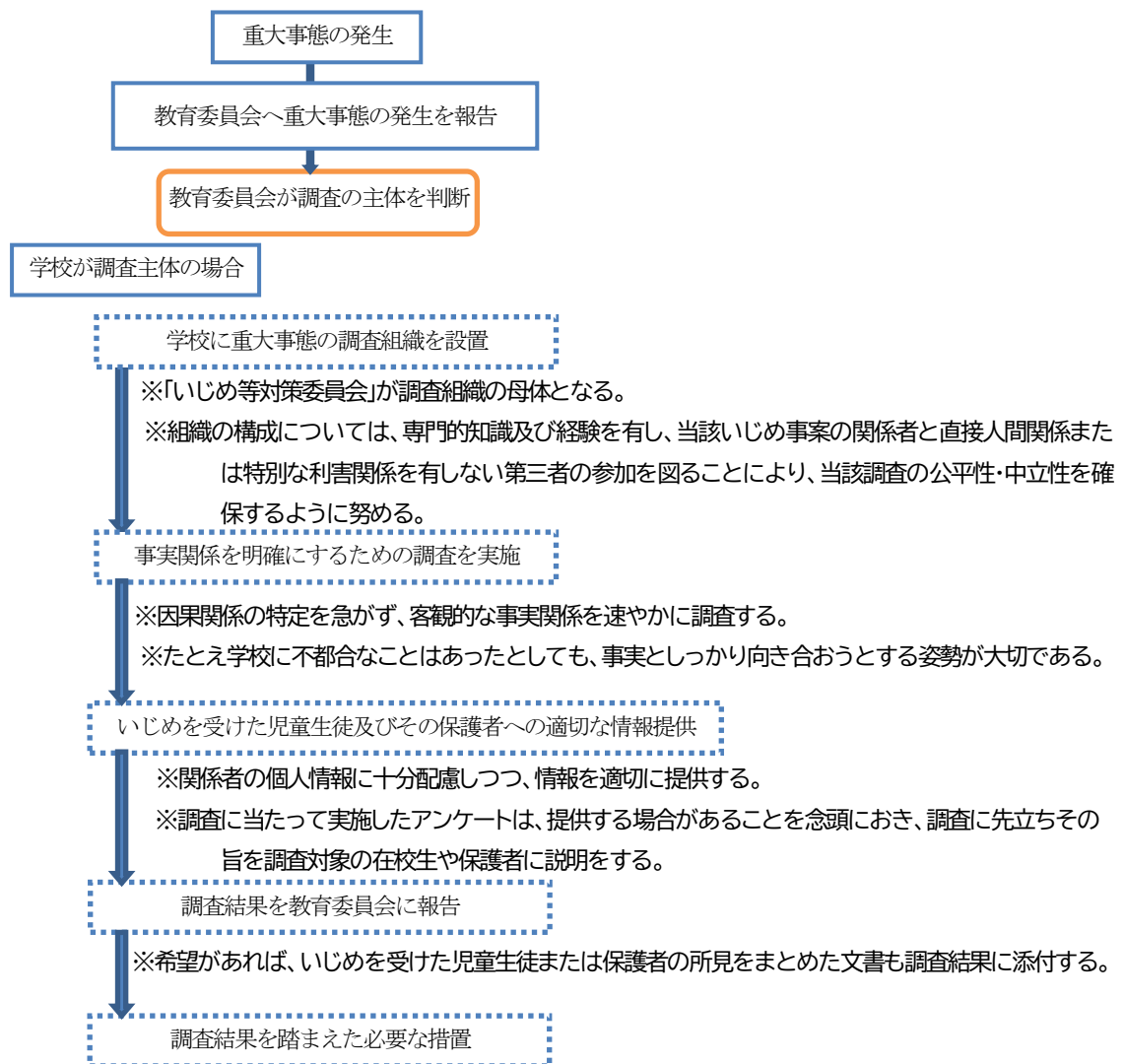
学校が調査を実施する場合は、「いじめ等対策委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

教育委員会が調査主体となる場合は、教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

(注)重大事態とは(「いじめ防止対策推進法」第28条)

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間(年間30日を目安とする。)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

【文部科学省「重大事態対応フロー図(学校用)」】より



III いじめの防止等に関する具体的な取組について

	学校の方針	学校としての取組	保護者・地域との連携
未然防止	<p>ア 人間としてのあり方、生き方について考えさせ、相手の立場や気持ちを思いやる心を育成する。</p> <p>イ 学校生活の中で教師と生徒、生徒と生徒が温かく、好ましい人間関係を築くことができるように努める。</p> <p>ウ 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。</p> <p>エ 公開授業を積極的にを行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。また、規律正しい態度で授業や行事に取り組ませる。</p> <p>オ 教育活動全般を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図り、人間的な成長に努める。</p> <p>カ 日頃から情報モラル教育の充実を図る。</p> <p>キ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。</p>	<p>○現職研修で「いじめ・不登校」をテーマとした講話やケーススタディを行う。【「いじめ等対策委員会」】</p> <p>○LTの時間に公衆道徳、人間関係、清掃・美化について取り扱う【生徒指導部・学年会】</p> <p>○わかる授業を目指した「授業改善」→授業参観週間・学校開放日を設定【教務部・総務部・教科会】</p> <p>○個人面談の実施(年2回…4月、9月)【学年会】</p> <p>○保健調査の実施【保健厚生部】</p> <p>○健康観察【保健厚生部】</p> <p>○人権週間での取組 →人権講話、映画鑑賞、人権放送【生徒指導部】</p> <p>○情報モラル教育→講話、科目「情報技術基礎」で扱う【生徒指導部・学科部】</p> <p>○体験活動、インターンシップ等の充実【進路指導部・教科会・学科部】</p>	<p>○公開授業の実施</p> <p>○学校評議員への学校行事・授業の公開</p> <p>○生徒・教職員と協同したボランティア活動等の実施 (10月:文化祭でのバザー活動等、11月:あいさつ運動、11月:校外美化活動、12月:年末助け合い募金など)</p> <p>○体験活動、インターンシップの実施</p> <p>○地域イベントや小学校・中学校行事への参加</p>
早期発見	<p>ア 教職員は、児童生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。</p> <p>イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ等対策委員会」に報告をし、組織的に対応する。</p> <p>ウ 生徒アンケート・個人面談の実施や教育相談の充実を図る。</p>	<p>○現職研修で「いじめ・不登校」をテーマとした講話やケーススタディを行う。【「いじめ等対策委員会」】</p> <p>○相談活動の周知(「相談室だより」「スクールカウンセラーだより」の発行…年度初および不定期)【保健厚生部】</p> <p>○保健調査の実施【保健厚生部】</p> <p>○健康観察【保健厚生部】</p> <p>○「意見箱」の設置【管理職】</p> <p>○個人面談の実施(年2回…4月、9月)【学年会】</p> <p>○個別の生徒についての情報交換【「いじめ等対策委員会」・学年会・教科会等】</p>	<p>○情報提供(随時)</p> <p>○保護者会(6月)</p> <p>○相談係、スクールカウンセラーの利用</p>
いじめに対する措置	<p>ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ等対策委員会」で組織的に対応する。</p> <p>イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。</p> <p>ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。</p> <p>エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。</p> <p>オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。</p> <p>カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。</p>	<p>○いじめ事案に対して組織的に対応【「いじめ等対策委員会」・生徒指導部・保健厚生部】</p>	
点検・検証・見直し		<p>○「いじめ等対策委員会」において、取組の実施状況、進捗状況を検証する。→職員会議で報告をする。</p> <p>○学校評価の評価項目とし、「中間評価」(11月)及び「自己評価」(2月)を行い、「いじめ等対策委員会」でその結果を検証する。</p>	<p>○学校関係者評価委員会(11月2月)で「自己評価」の評価を行う。</p>